

各 位

会 社 名 株式会社コンテック 代表者名 代表取締役社長 井狩 彰 (コード:6639 東証第二部)

問合せ先 取締役 常務執行役員 柴原 正治 電話番号 06-6472-7130 (代表)

## 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年5月頃に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主 総会」といいます。)に係る基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいた します。

記

## 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができ る株主を確定するため、2022年3月31日(木曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は 記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2022年3月16日(水)
- (2) 基準日 2022年3月31日(木)
- (3) 公告方法 電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。

(https://www.contec.com/jp/about-contec/ir/electronic-public-notice/)

## 2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案について

2022年2月4日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社ダイフクによる当社株式に対する公 開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式 会社ダイフク(以下「公開買付者」といいます。)が 2022年2月4日に公表した当社の普通株式(以下 「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立し、かつ、 公開買付者が当社株式の全て(ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除 きます。以下同様です。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、以下の いずれかの方法により、当社株式の全ての取得を目的とした一連の手続を実施することを予定している とのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計 数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となり、公開買付者が会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支 配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定 に基づき、本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定であり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき当社株式の併合(以下「株式併合」といいます。)を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請(以下「本要請」といいます。)する予定とのことです。この度、当社は、本要請に基づき本臨時株主総会を開催する場合に備えて、本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日をあらかじめ設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細につきまして、決定次第速やかにお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けの成立後に公開買付者が当社の総株主の議 決権の90%以上を所有することとなり、公開買付者が株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主 総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以上